

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 7番前原です。今回、2点について通告しておりますので、通告順に質問してまいりますので、真摯な答弁をご期待しております。

それでは、まず最初に、蛍光灯、水銀灯のLED更新について質問をいたします。

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプ（住宅、事務所、工場、店舗、作業場、街路灯等で一般的に使用されている蛍光ランプ）を、その種類に応じて2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されております。

本村においても、2027年末までにLEDに更新することが求められていると考えますが、役場、学校、会館、図書館、関係施設において、それぞれの更新完了の状況については何%ほど進んでいるのでしょうか。施設ごとに把握をされているのでしょうか。

未更新の照明については、2027年に向け、残された期限中に全て更新可能なのか。今後の更新計画等があれば、そのロードマップを示していただきたいと思います。

また、全ての蛍光灯のLED更新が不可能な場合は、期限前に交換用ランプを確保しなければならないと思いますが、各種ランプの価格については値上がりをしている状況にあります。

また、仮に電気使用料金が100万円だとすれば、蛍光灯からLEDに変えることによって20万円程度まで抑えられるとも言われています。

現在、本村のそれぞれの電気料金は各どれだけかかっているのか。また、LEDに更新した場合に、電気料金をどれだけ削減できるのか試算はされているのでしょうか。

次に、水銀ランプのLED化についてお聞きします。

水銀ランプの製造、輸出、輸入は2020年までで、2021年からは禁止されております。現在、使用自体は禁止されていませんが、禁止となると必然的に市場の流通がなくなっていくと思います。中には、メタルハライドランプ、ナトリウムランプのように製造が続いている物もありますが、LED化を進めたほうが電気料金やランプの寿命などを考えるとコスト面で削減につながると考えますが、今後の水銀灯のLED更新についての考えをお聞きします。

また、公共施設等のLED化については、国の補助事業においても公共施設の脱炭素化の取組に対するものがあり、村の施設管理計画に脱炭素化事業を盛り込むことで、有利な起債を充てることのできるため、計画的にLED化を進めれば、村単独の予算を抑

えながらLED化を進めることができると思いますが、どのように考えておられますか。

ほかの町などでは、その事業を活用し、いち早く更新をしておられるところがあるとも聞いています。

事業期間は令和7年までと言われておりますが、地方財政措置、公共施設等適正管理推進事業債、充当率・90%、交付税措置率・財政力に応じて30%から50%と言われております。

ほかにもLED化を進めていく上で有効な事業があると思いますが、一度確認していただきたいと思っております。

次に、除雪全般について質問いたします。

まずは、村内を通る県道の総延長はどれだけなのか。また、村道の総延長はどれだけなのか。車道と歩道が区別されている道路の総延長はどれだけなのか。また、それらの除雪体制は、業者・個人、除雪区間の区割りについて説明ください。

次に、除雪に関してですが、歩道のある道路については、ほぼ歩道除雪が行われると思いますが、道路除雪しか行われていない通学路については、児童生徒の安全確保をどのように考えておられるのでしょうか。

横断歩道や踏切についても、除雪後の雪が堆積し横断ができないとか、容易でなかったとか聞くが、通学時間前に、今後の積雪予測も含め、巡視や現状確認が必要と考えますが、当局の考えをお聞きします。

誰かの話で、「事件は現場で起きているんだ」とか、「事件は会議室で起きているんじゃない。現場で起きているんだ」とか言われています。雪は会議室で降っているんじゃないんです。フードをかぶり、前も見えないような吹雪の中を歩いている子どもたちの頭上から降っているんです。そんなことを言いたくなりますが、そんな子どもたちのために、行政、そして大人が手を貸してやらなければならないと思っております。

今回の豪雪によって休校された学校もあったが、積雪量、今後の積雪予想、道路状況によって休校の判断や、車の通行量が少なくなるまで始業時間を遅らすなどの考えもあったかと思っておりますが、そのような判断は、いつ誰がどのようにして最終的に決定されるのかお聞かせください。

また、保護者からは学校に対して、踏切の遮断機が上がらない、下りたままであるとか、直接学校のほうに除雪に関しての要望や苦情があったと聞きますが、そのような話を学校と教育長の間では情報共有ができていたのでしょうか。

このような話は学校というより行政が受ける話だと思いますが、今後の連絡体制や対応について、教育長はどのように改善していかれるかお答えください。

当然、保護者の理解も必要だと思いますが、今回のことを振り返って、育成会と意見交換をされてはいかがでしょうか。育成会のほうも望んでおられますし、また通学路についても、保護者で除雪というような決まりというか、そのような話を聞いておりますが、物理的には無理なのではないかと考えます。保護者の理解を得るためにも、早めの意見交換が必要と感じます。

今回の危機管理対応については、大雪・暴風雪警報は、地震などと異なり、事前に気象庁、国交省から予測発表がされており、事前に危機管理体制を整えることが十分できたと思いますが、学校や除雪業者など関係者による対策会議等は行われたのでしょうか。

特に今回は、J P C Z（日本海寒帯気団収束帯）が停滞する北陸周辺は大雪になるおそれがあると言われ、風が強く猛吹雪となることがあるため、積雪の急増や視界不良に嚴重な警戒が必要であると言われていました。

学校は平常どおり行われ、交通事故やけが人もなかったと思いますが、今回の判断は、これでよかったと考えておられますか。

今後もJ P C Zと同様に、線状降水帯やゲリラ豪雨等の発生が今まで以上に多発することが懸念されます。今後のためにも、除雪体制を含めた危機管理マニュアルの見直し、学校の対応など、きめ細かなマニュアルづくり。そのマニュアルを絵に描いた餅ではなく、スムーズな行動につなげるためのシミュレーション等を行い、2段構え、3段構えの体制づくりで対処していく。それが急務と考えておりますが、いかがでしょうか。

もう春はそこまで来ています。雪のシーズンも終わり、喉元過ぎれば終わったとは考えず、今のうちに備えを整えるべきと考えます。

全国で防災対策の強化が急がれていると言われていた今、舟橋村においても、遅れることなく、持続可能で安心・安全に暮らせる村、そして何より信頼される行政づくりをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 7番前原議員のご質問に回答をさせていただきます。

まず、今ほどのご質問にもありましたが、蛍光灯の製造、輸出入は2027年末をもって段階的に禁止されるということでありまして、電球形蛍光灯は2027年1月から

禁止、直管蛍光灯は2028年1月から禁止となっております。製造、輸出入が禁止であり、流通在庫の販売や購入、使用は禁止されるというわけではなく、いわゆるLED光源への変更をせざるを得ない状況に、日に日になっていくということでございます。

踏まえて、村内の各施設の更新パーセントに対してのご質問ですが、全ての光源個数をカウントしているわけではございませんが、概算での回答となります。

まずは役場と舟橋会館ホール以外に関しては、過日交換作業を完了しており、99%LED光源であるという状況です。舟橋会館のホールに関しては、特殊な光源であること、そして天井面が特殊な形状であることから、現在、未実施となっております。次いで、図書館に関しましては、来年度更新工事を実施予定となっております、パーセントの回答は控えさせていただきます。小中学校は、体育館が既にLED光源への交換工事が完了しており、校舎に関しては令和8年度以降の予定としております。

本年度、地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたので、本年度でございます脱炭素化推進事業債のような制度があれば、そちらを利用して更新工事を進めてまいりたいと考えております。そのほか、上水施設等の村施設に関しましては、現在、玉切れが起きた際に順次交換を進めておる状況でございますので、進捗としては極めて低いパーセントとなっております。

続いて、電気料金の削減試算についてですが、役場並びに会館（ホール以外の会館施設）での試算情報がございますので、お答えをさせていただきます。

この数値に関しましては、工事事業者が施設内を一つ一つ光源設備を確認し、概算を算定いただいた数値となっておりますが、役場庁舎内においては年間約95万円の削減、舟橋会館においては約136万円の削減と試算が出ております。

続いて、国の補助事業については、先述のとおり、現在は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設または公用施設のZEB基準への適用、省エネルギー改修及びLED照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とする脱炭素化推進事業債というものがございますが、本年度計画が策定され、来年度以降利用が可能となっております。ぜひとも利用に適した箇所、施設があれば、利用を検討したいと思います。

そのほか、現在民間のサービスにおいても、今ほど申しあげました国の制度と変わらないほどの負担で更新ができるサービスもございますので、適宜比較を行いながら、今

後実施を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解のほど賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 7番前原議員の除雪全般についての質問にお答えいたします。

村内を通る県道は、車道で、令和5年4月1日現在の富山県道路現況調査資料によりますと7,121メートル、歩道は6,292メートルと表記されております。また、村道は、同じく令和5年4月1日現在の村道路台帳によりますと、車道は2万5,771メートル、歩道は5,823メートルとなっております。単純に約2万メートルが歩道のない道路となります。

令和6年度は融雪装置の設置してある8,000メートル以外の車道について、6つの業者及び個人に、歩道につきましては、シルバー人材センターに委託して、住民の通勤・通学の確保に努めてまいりました。今冬は久々に大雪となり、住民の方に大変ご迷惑をおかけいたしました。

歩道の設置していない道路や幅員の狭い道路についての今後の対応については、毎年、教育委員会主催の通学路安全推進会議等により、危険箇所については指摘を受けてございます。指摘を受けた箇所については、速やかに改良等を検討してまいりたいと考えております。

歩道除雪に対しましては、真夜中に除雪作業をしていただき、朝の通勤・通学帯には除雪が完了しております。明け方から降り積もる雪で除雪が必要となった場合、オペレーターさんに連絡を取り、出動することも可能であります。昼間は歩道を歩く人がいて大変業務が難しいことをご理解願います。今年度は数回、昼間の歩道除雪をしていただいております。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、大雪に対する対応についてのご回答をいたしたいと思っております。

それでは、議員お尋ねの大雪の対応等についてでございますが、大雪などの気象による災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雪などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、その際、利用する気象情報や危険度分布の種

類等は、学校の立地によって異なってきます。

今回の大雪などの自然災害への対応では、気象庁が発表する気象警報・注意報等、また本村の小中学校にはあまり影響しませんが、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を検討します。この判断については校長が行いますが、決定までには教育委員会と連絡を密に取っております。

今回、本村の登校については、通常どおりの登校ができるという判断で、通常どおり授業を実施いたしました。

また、児童生徒の在校時の場合には、通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、授業の打切り、集団下校、保護者への引渡し、学校待機等の対応を行ってきているところです。今回も、中学校では前日の部活動を中止して早めに帰宅を行っております。

このような場合は、本村は安心・安全メールで早急に保護者に連絡を行うとともに、児童生徒の安全に関して、配慮していただくことを伝えております。

さて、今回の大雪により、臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を取った学校があったということは承知しておりますが、先ほどご説明いたしましたように、地理的条件やスクールバスや公共交通機関を使った通学を行っているなどの条件の違いによるものであり、本村の小学校では臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を行わなかったというふうに認識しております。

次に、今回地铁電車の遮断機が上がらなかった件ですが、情報は入っております。この件については、7時20分頃のこと、児童生徒の登校前であり、その後、通勤路として通っている職員は問題なく通れたと確認したので、特に対応を行っておりません。

通学路の一部の除雪がされていなかったということについては、学校からの情報は上がってきておりませんので、把握しておりません。

また、今回のようなことが学校に情報として上がった場合は、教育委員会を通し関係課に連絡し、対応をお願いすることにしております。

教育委員会と育成会との意見交換会についてですが、意見交換会の要望があれば対応をいたします。

なお、今年度、育成会から教育委員会に対する要望書が提出されるようになりましたので、その際にでも意見交換の時間を持つことができるのではないかとというふうに考え

ております。

防災関係の危機管理マニュアルですが、小中学校ではそれぞれ個別にマニュアルを作成し、それにのっとって対応しております。そして、それにのっとった避難訓練等も年間行っているところであります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） まず、LEDの答弁に関しましては、村長の説明にあったように、順次進めていっていただきたいなというふうに思っております。

除雪に関してですが、先ほど校長のほうで判断、教育委員会にも相談があるというような話でしたが、学校の校長、そして教員の皆さんというのは、舟橋村の現状を全く分からない段階で、判断は不可能だというふうに思っております。

校長が判断をするとすれば、教職員——教職員も舟橋村外ですので、学校に通うのにふだん30分しかかからない教員が、例えば2時間、3時間かかるかもしれない。そういう場合には、授業にちゃんと間に合うように早めに出てくるとか、ほかでは、また、遠いところに住んでいる方、生徒に迷惑をかけたらいけないので、ホテル泊まりをして学校に通ったというような話も聞いております。

校長とすれば、そのような教員に対しての調整とかが必要だと思いますが、現状を分かっていない校長に任せるといような話でしたが、それはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、教育、例えば梅雨どきだとか雪の降る前に対しても、子どもたちに安全教育とか防災教育というものもやっぱり取り入れていくべき時期に来ているんじゃないかなというふうに思っています。そうすることによって、生徒の意識も上げられると思いますし、何かあった場合の対応にも、子どもたち自身で対応できるようになっていくんじゃないかというふうに思っております。

ただ、授業との兼ね合いでどうしてもそういうことができないというふうな話であれば、保護者、生徒向けに写真や図解などを入れて、そのシーズン前、雪が降る前には、雪が降った場合の対応だとか、雨が降る時期になれば、どこが増水するとか、ここが危ないよとかというように図解して教えてあげれば、父兄もありがたいかなというふうに思いますので、そういうふうなもので意識づけをしていただければというふうに思っております。

また、富山県の学校で、教育委員会のほうで、先ほどホームページとかで舟橋もやっているというふうに言うておられました、富山市の教育委員会でも、幾つもの学校を抱えておられるところ、今調べたのは小中学校合わせて7つあるところですけども、それは教育委員会、事務局のほうで、学校が通常どおり行われているとか、休校にするとかという話もきちっと把握しておられますし、また、先ほど言うていました、学校のほうに連絡があるという話ではなくて、ここでは、ホームページでは、教育委員会総務課、学校教育課のほうにご連絡くださいということで、学校のほうに連絡が行くという形ではなく、きちっと教育委員会でもそのような対応をしておられるところもございました。

また、県外ですが、校長先生が豪雪に対してホームページでコメントを出しておられます。ちょっとこれを読ませていただきますと、これを言うて東北だということ分かるかもしれませんが、「誰も悪くねえーだよ。みんな、頑張ってたんだ。大雪が続いたんだよ」。少し飛ばしますが、「大変な豪雪。毎日降り続く雪と除雪作業。降雪時には、なぜ臨時の休校にしないのか。子どもたちが事故に遭ったら、誰が責任を取るのかなどのお叱りをいただきました」。また、飛ばします。「教育委員会としては、学校がそれぞれ異なる環境下にあるから、一斉の休業、休校は指示せず、各校に任せました」。今教育長が言うておられたとおりですが。

1村1校しかないこの舟橋村で、例えば範囲も広くて、山もあれば平地もある。そういうようなところでの判断というのは、全て教育委員会では把握できないかもしれませんが、1村1校。子どもたちが歩いてくるのに、1年生が1キロ雪の中を歩いてくるようなところもあります。

そういうところというのは、きちっとやっぱり教育委員会のほうで把握してやってほしいと思いますし、ある親御さんが言うていました。「1年生の子どもが帰ってきたら、長靴の中、雪でばんばんで、長靴も抜けんかって手伝ってあげたよ」とか、そういうような話を聞きました。

そういうようなことを考えると、もう少し子どもたちに優しい気持ちで対処していただければありがたいなと。大人の答弁というよりも、子どもの立場に立って答弁をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

例えば、その学校の通学時、もちろん保護者にも協力をいただきながら、やっぱり、先ほど言うていましたが、この保護者とのコミュニケーションをしっかりとっていただきたいな

から、保護者に通学の同行をお願いしたり、また集団下校なんかの場合ですと、先生が集団下校、一緒についていっていただいて、見届けてあげたりするというのを。

そういうことも、子どもたちにとって、やっぱり優しい舟橋村、子育ての舟橋村というふうに見ていただけると思うんですが、そういうような細かなことを大人目線で答弁するんじゃなくて、子どもの目線に立ってしっかり答弁していただきたいというふうに思います。

すみません、これ、質問になったか、意見になったか分かりませんが、もし答弁いただければ、答弁いただきたいなと思います。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、前原議員の再質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

校長が判断をするというのは、学校教育法施行規則第63条にて述べられておりまして、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない」。つまり、校長判断によって、臨時休業、休校は取れるということになっています。

ですので、今回の場合は、校長も判断をいたしますが、教育委員会と連絡を密にした形で、最終的には取るということになります。

それから、おっしゃるとおりに、教師が舟橋村の教師ではないということで、数年前大雪があったことがありました。成人式も中止になったというときがあったと思うんですが、その際は、子どもたちは学校に来られましたが、先生方が学校に来られないという状況が起きました。

その際、休業という措置をどの市町村も取ったというふうに思いますので、そういうことも把握しながら、校長は判断をしているとお考えいただければありがたいと思います。

それから、防災教育に関してですが、先ほど危機管理マニュアルに沿って避難訓練を行っているというようなお知らせをお伝えしたかと思いますが、その際、避難訓練の際には、防災関係のことについて子どもたちに話をしているということになります。

例えば北朝鮮がミサイルを発射した場合、こういう場合がありました。そういうことはどうするのかというようなことも、学校の中で指導をしているという現状でございます。

ます。

それから、学校に連絡が入ってきたというようなことでありますが、学校の中には携帯電話を持っている教頭がおりまして、そちらのほうに電話がかかってくるというようなことになっております。

現在小学校のほうは、時間によって電話が通じないという留守番電話機能を使って対応していると思います。これは教員の働き方改革によるものでありまして、緊急の場合は教頭が持つ携帯電話に電話をかけるということになっております。

そしてまた、教育委員会のほうにも携帯電話がありまして、そちらのほうにも緊急の場合、連絡できるようになっております。

さて、もう一つ、子どもに優しい考えをと言われました。

確かにそのとおりなんですけど、雪国・富山ということを考えて、果たしてどこまで子どもへの優しさを見てあげればいいのか。先ほど前原議員さんがおっしゃいました、長靴の中に雪が入る。これは子どもの経験上必要なことではないかと私は考えています。どこまで子どものところの成長を見てあげるのか。そのためのことと、今ここで話になっています安全・安心ということの2点をうまく判断しながら進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

文科省が述べていますが、登下校に関する対応については、基本的には学校以外が担うべき業務というふうにして、既に学校から切り離すということを伝えております。この点に関しても、まだまだ周知不足であるかと思っております。

子どもたちの登下校に関しては、当然教員のほうも考えないといけないんですが、基本的には保護者、地域が担うということになっておりますので、その辺りまた検討をしながら、子どもが安全に通学できるように心がけていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 今ほど、学校から出たら、学校から切り離すという話が出ておりましたが、私、それは十分分かっております。だから、通学する道路とか、そういうところに関しては、どうなのかな。例えば、さっき言いましたが、前もって道路状況を確認するとか、横断歩道が渡れない。横断歩道も渡れなくて、学校にどうやって行くのか。ある父兄は、横断歩道が渡れなかったから、横断歩道じゃないところに道をつくって子

どもを歩けるようにしてあげたよとかと言って、やっておられる方も当然おられます。

教育長は、それは当たり前のことだと。自分のところの子どもが行くのに、除雪するが当たり前のことだというふうに思われるかもしれませんが、学校で、村の状況というのは、道路関係って把握できないんですよ。学校はやられて、別にいいんですよ。逆に、この道路状況だとか吹雪だとか、除雪もされていないような、一部そういう部分を歩いて学校に来るとのことというのはやっぱりきちっと把握をしてあげないと。

先ほど教育長のコメントでも言うておられました。誰が責任を取るのか。雪を踏み抜いて用水に落ちる。誰が責任を取るのか。私もよく分からないんですけども、そういうようなことというのは、やっぱり現場を分かっている人たちがきちっとした判断をしてあげないと。校長が判断しろとか、教育長が判断しろとかでなくて、やっぱりきちっとしてあげるべきだ。

だから、子どもが長靴に雪、そういう物が入って、それは子どもの教育だ、子どもの経験だと。それはそれで間違っていないというふうに私も思いますが、それ以前の問題で、やっぱりきちっとしたことをきちっとしてあげて話をされるとというのは分かるんですけど、ただ今回のような、こんな雪というのはめったにないがですよ。ないですけども、そういうことがあるということも想定しながら、やっぱり進めていっていただきたいなというふうに思います。

今子どもの話をしましたが、お年寄りも一緒ですよ。多分ああいう状況では、お年寄りが外出で……。だから、不要不急の外出をするなど気象庁とかでも言うておったんですよ。それは子どもたちも言われておるがと一緒ですよ、不要不急の。学校は不要不急には当たらないと思いますけれども。だから、そういうようなところも、やっぱりきちっとした対応で進めていっていただきたいなと。

何かくどい話になりましたが、そういうような村であってほしいなというふうに思います。

対応が悪かったとか、追いつかないというのは十分分かります。けども、何か腑に落ちないところがあったので再々質問させていただきました。すみません。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 前原議員の再々質問についてお答えをしたいと思います。

前原議員さんのおっしゃることは当然のことと、私も認識はしております。

現場が分からない。そのときは、どこの校長でも、学校の周りの現場は当日分かりま

せん。

つまり、誰が一番分かるかという、地域の人たちであります。学校へ歩いてこいというのは通常のことではありますが、万が一步けないような状況であれば、保護者が車で送る、送迎するという事も考えられることでもあります。

ですので、一概に学校判断でと言われると少しあれなんです、保護者も判断をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） すみません、議長にお許しをいただいたので、3度目の質問させていただきます。

もし通えなかったら車で送迎をしましょうと簡単に言われますけれども、集団登校でそれぞれの親がそれぞれの子どもを送っていったときに、1人だけ集団登校だったと。みんなが集まるまで、その子がそこで待っている。親に送っていってもらったとかという話を、誰が誰に伝えてあげるんですか。

だから、そういうところが、言葉では、いや親が送ればいい。そのとおりだとは思いますが。ただ、集団登校というのはみんなで行くわけであって、1人、2人残された人間がみんながそろろうのをそこで待っているような状況というのは、間違いなく生まれる話じゃないですか。

そういうようなところというのは、ただそういう話じゃなくて、もう一歩奥にもそういう話があるんじゃないのというようなことを……。

すみません、答弁は要りません。私はやっぱりそういうふうに思います。